

令和 6 年

第 4 回 広陵町議会定例会議案

令和 6 年 1 2 月 6 日

北葛城郡広陵町



## 付 議 事 件

- |        |   |            |
|--------|---|------------|
| 報告第19号 | 公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る<br>専決処分の報告について                      | [ 1 頁]     |
| 報告第20号 | 公用車人身事故による損害賠償額の決定に係る<br>専決処分の報告について                      | [ 7 頁]     |
| 報告第21号 | 広陵西小学校の管理上の瑕疵に基づく損害賠償額<br>の決定に係る専決処分の報告について               | [ 1 3 頁]   |
| 報告第22号 | 令和6年度広陵町一般会計補正予算（第7号）<br>の専決処分の報告について                     | [ 1 9 頁]   |
| 議案第70号 | 広陵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する<br>条例の制定について                        | [ 3 7 頁]   |
| 議案第71号 | 広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会<br>設置条例の制定について                       | [ 4 1 頁]   |
| 議案第72号 | 広陵町税条例の一部を改正することについて                                      | [ 4 7 頁]   |
| 議案第73号 | 令和6年度広陵町一般会計補正予算（第8号）                                     | [ 5 1 頁]   |
| 議案第74号 | 令和6年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第2号）                           | [ 7 5 頁]   |
| 議案第75号 | 令和6年度広陵町水道事業会計補正予算<br>（第2号）                               | [ 8 9 頁]   |
| 議案第76号 | 令和6年度広陵町下水道事業会計補正予算<br>（第1号）                              | [ 9 9 頁]   |
| 議案第77号 | 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設<br>活用等に関する協定事項の変更に係る古寺区<br>との合意について | [ 1 0 9 頁] |
| 議案第78号 | 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設<br>活用等に関する協定事項の変更に係る中区<br>との合意について  | [ 1 1 3 頁] |

議案第 79 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定事項の変更に係る広瀬区  
との合意について [ 117 頁]

議案第 80 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定事項の変更に係る百済区  
との合意について [ 121 頁]

**【議案第 81 号は別冊】**

議案第 81 号 町道の路線認定、廃止及び変更について

議案第 82 号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更について  
[ 125 頁]

議案第 83 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共  
団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合  
規約の変更について [ 129 頁]

報 告 第 1 9 号

公用車物損事故による損害賠償額の決定に係る  
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項  
の規定により報告する。

令和6年12月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由



専 決 処 分 書

公用車物損事故による損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年7月10日専決

広陵町長 山 村 吉 由







報 告 第 2 0 号

公用車人身事故による損害賠償額の決定に係る  
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項  
の規定により報告する。

令和6年12月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由



専 決 処 分 書

公用車人身事故による損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年8月12日専決

広陵町長 山 村 吉 由







報 告 第 2 1 号

広陵西小学校の管理上の瑕疵に基づく損害賠償額  
の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項  
の規定により報告する。

令和6年12月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由



専 決 処 分 書

広陵西小学校の管理上の瑕疵に基づく損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年7月17日専決

広陵町長 山村吉由





4 和解年月日

令和6年7月17日

なお、当該損害賠償額は、町が加入している保険により補填済みである。

報 告 第 2 2 号

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第7号）  
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項  
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項  
の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年12月6日報告

広陵町長 山 村 吉 由



専 決 処 分 書

令和 6 年度 広陵町 一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日 専決

広陵町長 山 村 吉 由



令和6年度広陵町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,330,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 県支出金	3 委託金
18 繰入金	1 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,244,095	16,497	1,260,592
55,725	16,497	72,222
747,653	54	747,707
709,402	54	709,456
17,314,159	16,551	17,330,710

歳 出

款	項
2 総務費	4 選挙費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,579,922	16,551	2,596,473
32,096	16,551	48,647
17,314,159	16,551	17,330,710

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額
15 県支出金	1,244,095
18 繰入金	747,653
歳入合計	17,314,159

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
16,497	1,260,592	
54	747,707	
16,551	17,330,710	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	2,579,922	16,551
歳出合計	17,314,159	16,551

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,596,473	16,497			54	
17,330,710	16,497			54	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補正額	計
15			県支出金	1,244,095	16,497	1,260,592
	3		委託金	55,725	16,497	72,222
		1		総務費委託金	55,725	16,497
18			繰入金	747,653	54	747,707
	1		基金繰入金	709,402	54	709,456
		1		財政調整基金繰入金	269,392	54

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 選挙委託金	16,497	衆議院議員選挙委託金 16,497

1 財政調整基金繰入金	54	財政調整基金繰入金 54

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,579,922	16,551	2,596,473	16,497			54
	4 選挙費	32,096	16,551	48,647	16,497			54
	4 衆議院議員 選挙費	0	16,551	16,551	16,497			54

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,202	衆議院議員選挙費 16,551
3 職員手当等	6,068	・投票管理者及び投票立会人報酬 615 投票管理者(日額)15,000円×15人×1日 =225,000円
7 報償費	119	投票立会人(日額)13,000円×30人×1日 =390,000円
10 需用費	1,636	・期日前投票管理者及び投票立会人報酬 385 投票管理者(日額)13,000円×1人×11日 =143,000円
11 役務費	2,948	投票立会人(日額)11,000円×1/2×4人×11日 =242,000円
12 委託料	2,965	・選挙管理委員報酬 102 委員長(日額)11,500円×1/2×1人×6日 =34,500円
13 使用料及び賃借料	1,533	委員(日額)9,000円×1/2×3人×5日 =67,500円
17 備品購入費	80	・開票管理者及び開票立会人報酬 100 開票管理者(日額)10,700円×1人×1日 =10,700円
		開票立会人(日額)8,900円×10人×1日 =89,000円
		・時間外勤務手当 1,625
		・投票所及び開票所等事務従事者手当 4,335
		・管理職特別勤務手当 108
		・ポスター掲示場協力者謝礼 119
		・消耗品費 1,300
		・燃料費 19
		・食糧費 101
		・印刷製本費 216
		・通信運搬費 2,747
		・手数料 201
		・期日前選挙システム保守委託料 165
		・選挙公報配布委託料 1,165
		・投開票所設置・撤収委託料 348
		・投票用紙分類機付帯作業委託料 352
		・ポスター掲示場等設置・撤収委託料 642
		・入場券印字委託料 155
		・投票所交通誘導警備委託料 138
		・会場使用料 110
		・タクシー借上料 79
		・事務機器使用料 39
		・携帯電話借上料 15
		・ポスター掲示板賃借料 370
		・選挙備品等賃借料 920
		・管理備品 80



議 案 第 7 0 号

広陵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  
の制定について

広陵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 広陵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 町の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。



議 案 第 7 1 号

広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会設置  
条例の制定について

広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会設置条例を別  
紙のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会設置条例

### (設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づき、広陵町健康増進・食育推進計画（以下「計画」という。）の策定、進行管理、評価及び見直し（以下「策定等」という。）に関し必要な事項について調査審議するため、広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定等に関すること。
- (2) その他計画の策定等に関し必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 健康増進・食育推進に関し識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者又は職員
- (4) 町民からの公募による者
- (5) その他町長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議において知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、広陵町健康増進・食育推進計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、この条例の施行の日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中44の項及び45の項を削り、46の項を44の項とし、47の項から67の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

66 広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会の委員	日額 8,000円
----------------------------	-----------

(広陵町健康増進計画策定等委員会条例及び広陵町食育推進会議設置条例の廃止)

- 4 広陵町健康増進計画策定等委員会条例(平成27年6月広陵町条例第3号)及び広陵町食育推進会議設置条例(平成27年6月広陵町条例第4号)は、廃止する。



議 案 第 7 2 号

広陵町税条例の一部を改正することについて

広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 広陵町税条例の一部を改正する条例

広陵町税条例（昭和30年4月広陵町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「寄附金又は」を「寄附金、」に、「及び3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金又は」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条の規定により奈良県知事又は奈良県教育委員会の認可を受けた同法第2条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。  
附則第4条の2を削る。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の広陵町税条例第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「寄附金又は」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）又は」とする。



## 議 案 第 7 3 号

### 令和6年度広陵町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度広陵町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ680,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,011,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	2 県補助金
18 繰入金	
	1 基金繰入金
19 諸収入	
	5 雑入
20 町債	
	1 町債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,840,333	300,856	3,141,189
1,596,288	300,856	1,897,144
1,260,592	16,528	1,277,120
625,163	16,528	641,691
747,707	106,746	854,453
709,456	106,746	816,202
158,844	11,562	170,406
113,070	11,562	124,632
2,672,200	244,800	2,917,000
2,672,200	244,800	2,917,000
17,330,710	680,492	18,011,202

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費 2 清掃費
5 農商工費	2 商工費
6 土木費	2 道路橋りょう費 3 河川費
8 教育費	4 幼稚園費 5 社会教育費
11 諸支出金	1 特別会計繰出金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,596,473	2,155	2,598,628
2,006,437	2,155	2,008,592
5,670,648	57,095	5,727,743
3,049,080	17,480	3,066,560
2,621,568	39,615	2,661,183
3,780,578	8,045	3,788,623
531,958	0	531,958
3,248,620	8,045	3,256,665
289,418	2,500	291,918
139,715	2,500	142,215
1,650,867	511,365	2,162,232
928,448	361,365	1,289,813
419,693	150,000	569,693
1,390,962	93,292	1,484,254
267,512	78,497	346,009
370,160	14,795	384,955
338,945	6,040	344,985
332,620	6,040	338,660
17,330,710	680,492	18,011,202

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

款	項	事業	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	町制70周年こどもイベント事業	1,500
3 民生費	1 社会福祉費	総合保健福祉会館改修事業	7,081
5 農商工費	2 商工費	「広陵くつした」ブランディング支援委託料	2,500
6 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業 ・百済中央線バイパス整備 ・箸尾準工業地域道路整備 ・狭あい道路整備等促進 ・平尾疋相線整備 ・通学路対策事業 ・大場線整備 ・橋りょう長寿命化修繕 ・交通安全施設等(百済赤部線)整備 ・交通安全施設等(南22号線ほか)整備 ・交通安全施設等(南郷8号線)整備	447,365
	3 河川費	平成緊急内水対策事業	220,000

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 追加

事 項	期 間	限 度 額
放課後子ども育成教室運営補助事業	令和7年度	千円 53,786

## 第4表 地方債補正

### 1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道整備事業	千円 344,000	普通貸は発行 借又証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 513,800	普通貸は発行 借又証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。
内水対策事業	113,400	同上	同上	同上	188,400	同上	同上	同上



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額
14 国庫支出金	2,840,333
15 県支出金	1,260,592
18 繰入金	747,707
19 諸収入	158,844
20 町債	2,672,200
歳 入 合 計	17,330,710

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
300,856	3,141,189	
16,528	1,277,120	
106,746	854,453	
11,562	170,406	
244,800	2,917,000	
680,492	18,011,202	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	2,596,473	2,155
3 民生費	5,670,648	57,095
4 衛生費	3,780,578	8,045
5 農商工費	289,418	2,500
6 土木費	1,650,867	511,365
8 教育費	1,390,962	93,292
11 諸支出金	338,945	6,040
歳 出 合 計	17,330,710	680,492

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,598,628	327			1,828	
5,727,743	14,049			43,046	
3,788,623	831			7,214	
291,918				2,500	
2,162,232	266,555	244,800		10	
1,484,254	35,149			58,143	
344,985				6,040	
18,011,202	316,911	244,800		118,781	

## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,840,333	300,856	3,141,189
	2 国庫補助金	1,596,288	300,856	1,897,144
	1 総務費国庫補助金	468,021	10,200	478,221
	2 民生費国庫補助金	467,595	24,101	491,696
	5 土木費国庫補助金	557,205	266,555	823,760

15	県支出金	1,260,592	16,528	1,277,120
	2 県補助金	625,163	16,528	641,691
	1 総務費県補助金	3,556	327	3,883
	2 民生費県補助金	392,840	9,474	402,314
	6 教育費県補助金	37,635	6,727	44,362

18	繰入金	747,707	106,746	854,453
	1 基金繰入金	709,456	106,746	816,202
	1 財政調整基金繰入金	269,446	106,746	376,192

19	諸収入	158,844	11,562	170,406
	5 雑入	113,070	11,562	124,632
	2 雑入	112,813	11,562	124,375

20	町債	2,672,200	244,800	2,917,000
	1 町債	2,672,200	244,800	2,917,000
	4 土木債	649,900	244,800	894,700

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	10,200	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）	10,200
1 社会福祉費補助金	5,153	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 介護保険事業費補助金	4,680 473
2 児童福祉費補助金	18,948	子どものための教育・保育給付費交付金	18,948
1 道路橋りょう費交付金	191,555	平尾疋相線整備事業補助金 通学路対策事業補助金 大場線整備事業補助金 交通安全施設（南22号線ほか）整備事業補助金 交通安全施設（南郷8号線）整備事業補助金	10,000 126,500 15,055 5,000 35,000
3 河川費補助金	75,000	平成緊急内水対策事業補助金	75,000

1 総務管理費補助金	327	公共交通基本計画推進支援事業補助金	327
2 児童福祉費補助金	9,474	施設型給付費等交付金	9,474
2 幼稚園費補助金	6,727	施設型給付等補助金	6,727

1 財政調整基金繰入金	106,746	財政調整基金繰入金	106,746

1 雑入	11,562	後期療養給付費負担金返還金	11,562

1 道路橋りょう債	169,800	町道整備事業債	169,800

款 項 目			補正前の額	補正額	計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 河川債	75,000	内水対策事業債 75,000

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	2,596,473	2,155	2,598,628	327			1,828
1	総務管理費	2,006,437	2,155	2,008,592	327			1,828
3	企画費	231,429	2,155	233,584	327			1,828

3	民生費	5,670,648	57,095	5,727,743	14,049			43,046
1	社会福祉費	3,049,080	17,480	3,066,560	14,049			3,431
1	社会福祉総務費	331,118	10,200	341,318	14,049			3,849
6	総合保健福祉社会館費	123,899	3,216	127,115				3,216
7	介護保険費	402,180	938	403,118				938
8	後期高齢者医療費	488,326	3,126	491,452				3,126
2	児童福祉費	2,621,568	39,615	2,661,183				39,615
2	児童措置費	1,394,160	28,519	1,422,679				28,519
4	こども園費	245,586	11,096	256,682				11,096

4	衛生費	3,780,578	8,045	3,788,623	831			7,214
1	保健衛生費	531,958	0	531,958	831			831
1	保健衛生総務費	200,304	0	200,304	831			831
2	清掃費	3,248,620	8,045	3,256,665				8,045
1	清掃総務費	2,449,403	8,045	2,457,448				8,045

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	85	一般経費（総合政策課） ・町制70周年こどもイベント準備委託料
12 委託料	2,070	公共交通運行事業費 ・修繕料 ・広陵元気号標柱改修委託料 ・広陵元気号運行データ作製委託料 ・広陵元気号時刻表作製委託料
		1,500 1,500 655 85 231 242 97

18 負担金、補助 及び交付金	10,200	低所得者支援給付金事業 ・給付金	10,200 10,200
10 需用費	3,216	一般経費 ・修繕料	3,216 3,216
22 償還金、利子 及び割引料	938	介護保険費 ・国庫補助金返還金	938 938
18 負担金、補助 及び交付金	3,126	後期高齢者医療費 ・療養給付費負担金	3,126 3,126
22 償還金、利子 及び割引料	28,519	児童措置費 ・国庫補助金返還金 ・県補助金返還金	28,519 22,703 5,816
12 委託料	11,096	一般経費（こども課） ・保育士・教諭派遣委託料	11,096 11,096

18 負担金、補助 及び交付金	8,045	一般経費（環境政策課） ・まほろば環境衛生組合負担金	8,045 8,045
--------------------	-------	-------------------------------	----------------

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	農商工費	289,418	2,500	291,918				2,500
	2 商工費	139,715	2,500	142,215				2,500
	1 商工振興費	103,921	2,500	106,421				2,500

6	土木費	1,650,867	511,365	2,162,232	266,555	244,800		10
	2 道路橋りょう費	928,448	361,365	1,289,813	191,555	169,800		10
	2 道路橋りょう新設改良費	751,115	281,365	1,032,480	151,555	129,800		10
	3 交通安全施設費	109,251	80,000	189,251	40,000	40,000		
	3 河川費	419,693	150,000	569,693	75,000	75,000		
	1 河川総務費	416,250	150,000	566,250	75,000	75,000		

8	教育費	1,390,962	93,292	1,484,254	35,149			58,143
	4 幼稚園費	267,512	78,497	346,009	35,149			43,348
	1 幼稚園管理費	267,512	78,497	346,009	35,149			43,348
	5 社会教育費	370,160	14,795	384,955				14,795
	3 公民館費	72,416	14,795	87,211				14,795

11	諸支出金	338,945	6,040	344,985				6,040
----	------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	2,500	一般経費 ・「広陵くつした」ブランディング支援委託料	2,500 2,500

7 報償費	3,000	平尾正相線整備事業	20,000
		・発掘調査作業員謝礼	3,000
10 需用費	300	・消耗品費	100
		・燃料費	200
11 役務費	50	・手数料	50
		・発掘調査作業委託料	16,650
12 委託料	16,650	通学路対策事業	230,000
		・町道整備工事	230,000
14 工事請負費	230,000	大場線整備事業	31,365
		・大場線整備事業負担金	31,365
18 負担金、補助 及び交付金	31,365		
12 委託料	10,000	交通安全施設等（南22号線ほか）整備事業	10,000
		・測量・設計委託料	10,000
14 工事請負費	70,000	交通安全施設等（南郷8号線）整備事業	70,000
		・交通安全施設整備工事	70,000
14 工事請負費	150,000	平成緊急内水対策事業	150,000
		・調整池整備工事	150,000

12 委託料	78,497	一般経費（こども課）	78,497
		・私立幼稚園運営委託料	78,497
12 委託料	14,795	地区公民館費	14,795
		・中区公民館測量・調査等委託料	14,795

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	特別会計繰 出金	332,620	6,040	338,660				6,040
	1 水道会計繰 出金	3,462	40	3,502				40
	2 下水道会計 繰出金	329,158	6,000	335,158				6,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	40	児童手当繰出金 40 ・ 児童手当負担金 40
27 繰出金	6,000	下水道事業会計繰出金 6,000 ・ 下水道事業会計繰出金 6,000



議 案 第 7 4 号

令和6年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)

令和6年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,511,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
7 繰越金	
	1 繰越金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
0	32,160	32,160
0	32,160	32,160
3,479,466	32,160	3,511,626

歳 出

款	項
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
7 基金積立金	1 基金積立金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,000	1,379	6,379
5,000	1,379	6,379
0	30,781	30,781
0	30,781	30,781
3,479,466	32,160	3,511,626

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額
7 繰越金	0
歳入合計	3,479,466

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
32,160	32,160	
32,160	3,511,626	

歳出

款	補正前の額	補正額
5 諸支出金	5,000	1,379
7 基金積立金	0	30,781
歳出合計	3,479,466	32,160

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
6,379				1,379	
30,781				30,781	
3,511,626				32,160	

## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	繰越金	0	32,160	32,160
	1 繰越金	0	32,160	32,160
	1 繰越金	0	32,160	32,160

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	32,160	前年度歳計剰余金 32,160

### 3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5		諸支出金	5,000	1,379	6,379				1,379
	1	償還金及び 還付加算金	5,000	1,379	6,379				1,379
		2 償還金	0	1,379	1,379				1,379

7		基金積立金	0	30,781	30,781				30,781
	1	基金積立金	0	30,781	30,781				30,781
		1 国保財政調 整基金積立 金	0	30,781	30,781				30,781

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	1,379	償還金 1,379 ・ 国庫補助金返還金 92 ・ 県補助金返還金 1,287

24 積立金	30,781	国保財政調整基金積立金 30,781 ・ 国保財政調整基金積立金 30,781



議 案 第 7 5 号

令和6年度広陵町水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和6年度広陵町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度広陵町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位:千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	863,233	40	863,273
第2項 営業外収益	72,739	40	72,779

令和6年12月6日提出

広陵町長 山村吉由



1. 令和6年度広陵町水道事業会計補正予算（第2号）

実 施 計 画

収益の収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	水道事業 収 益		863,233	40	863,273	
	2	営業外収益	72,739	40	72,779	
		3 雑 収 益	479	40	519	

## 2. 令和6年度広陵町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位 千円）

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△60,357
	減価償却費	190,896
	固定資産除却費	5,000
	退職給付引当金の増加額	1,748
	賞与引当金等の増加額	112
	貸倒引当金の減少額	△103
	長期前受金戻入額	△59,623
	受取利息及び配当金	△844
	営業及び営業外未収金増加額	△6,778
	棚卸資産の減少額	73
	その他流動資産の増加額	△4,557
	小計	65,567
	受取利息及び配当金	844
	業務活動によるキャッシュ・フロー①	66,411
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産取得・建設改良事業等実施額	△361,410
	国庫補助金による収入	50,244
	工事負担金による収入	22,800
	投資活動に伴う未払金等の債務の増加額	55,724
	投資活動によるキャッシュ・フロー②	△232,642
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
IV	現金預金の減少額④＝①＋②＋③	△166,231
V	現金預金の期首残高	1,379,210
VI	現金預金の期末残高	1,212,979

### 3. 令和6年度広陵町水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

#### 資 産 の 部

(単位：千円)

1	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	イ 土 地		489,536	
	ロ 立 木		151	
	ハ 建 物	151,847		
	減価償却累計額	<u>△ 20,725</u>	131,122	
	ニ 構 築 物	8,812,707		
	減価償却累計額	<u>△ 4,287,897</u>	4,524,810	
	ホ 機 械 及 び 装 置	497,526		
	減価償却累計額	<u>△ 198,985</u>	298,541	
	ヘ 車 両 運 搬 具	12,735		
	減価償却累計額	<u>△ 11,601</u>	1,134	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	31,879		
	減価償却累計額	<u>△ 22,582</u>	9,297	
	チ 建 設 仮 勘 定		<u>42,624</u>	
	有形固定資産合計			5,497,215
	(2)投 資			
	イ 長 期 貸 付 金	500,000	<u>500,000</u>	
	投 資 合 計			<u>500,000</u>
	固 定 資 産 合 計			5,997,215
2	流 動 資 産			
	(1)現 金 預 金			1,212,979
	(2)未 収 金		68,451	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 951</u>	67,500
	(3)貯 蔵 品			<u>17,345</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>1,297,824</u>
	資 産 合 計			<u><u>7,295,039</u></u>

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金  
イ 退職給付金  
固定負債合計

28,773      28,773

28,773

4 流動負債

(1) 未払金  
(2) 引当金  
イ 退職引当金  
ロ 賞与引当金  
(3) 預り金  
(4) 預り保証金  
流動負債合計

104,856

3,960      3,960

36,000

200

145,016

5 繰延収益

(1) 長期前受金  
(2) 収益化累計額  
繰延収益合計

3,645,671

△ 2,101,250

1,544,421

負債合計

1,718,210

(単位：千円)

資 本 の 部

6	資 本 金		2,440,254
7	剰 余 金		
(1)	資 本 剰 余 金		
	イ 工 事 負 担 金	2,407,189	
	ロ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>2,313</u>	
	資 本 剰 余 金 合 計		2,409,502
(2)	利 益 剰 余 金		
	イ 建 設 改 良 積 立 金	120,000	
	ロ 災 害 準 備 積 立 金	50,000	
	ハ 利 益 積 立 金	6,500	
	ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>550,573</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>727,073</u>
	剰 余 金 合 計		<u>3,136,575</u>
	資 本 合 計		<u>5,576,829</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>7,295,039</u></u>

4. 令和6年度広陵町水道事業会計補正予算（第2号）

実施計画明細書

収益の収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業 収 益		863,233	40	863,273
	2	営業外収益	72,739	40	72,779
		3 雑収益	479	40	519

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
2 その他の雑収益	40	一般会計繰入金（児童手当分：12月補正）  (補正後) 514 - (当初) 474 = 40



議 案 第 7 6 号

令和6年度広陵町下水道事業会計補正予算  
(第1号)

第1条 令和6年度広陵町下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,162,021	6,000	1,168,021
第2項 営業外収益	721,810	6,000	727,810

支出 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,076,620	6,000	1,082,620
第2項 営業外費用	73,001	6,000	79,001

第3条 予算第9条中「329,158千円」を「335,158千円」に改める。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山村吉由



1. 令和6年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）

実 施 計 画

収益の収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	下水道事業収益		1,162,021	6,000	1,168,021	
	2 営業外収益		721,810	6,000	727,810	
		2 他会計補助金	196,682	6,000	202,682	

収益の支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	下水道事業費用		1,076,625	6,000	1,082,625	
	2 営業外費用		73,001	6,000	79,001	
		2 消費税及び地方消費税	5,000	6,000	11,000	



## 2. 令和6年度広陵町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	81,925
減価償却費	719,418
固定資産除却費	1,000
退職給付引当金の増加額	1,650
賞与引当金の増加額	133
貸倒引当金の減少額	△111
長期前受金戻入額	△525,113
支払利息及び企業債取扱諸費	68,001
営業及び営業外未収金の減少額	804
営業及び営業外未払金・未払費用の増加額	34,431
その他流動資産の増加額	△14,114
小計	368,024
支払利息及び企業債取扱諸費	△68,001
業務活動によるキャッシュ・フロー①	300,023
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△259,578
国庫補助金による収入	86,000
県補助金による収入	9,090
他会計補助金による収入	126,788
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△37,700
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	289,400
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△507,347
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△217,947
IV 現金預金の増加額④=①+②+③	44,376
V 現金預金の期首残高	57,186
VI 現金預金の期末残高	101,562

### 3. 令和6年度広陵町下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

		資 産 の 部		(単位：千円)
1	固 定 資 産			
	(1)有 形 固 定 資 産			
	イ構 築 物	18,596,119		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,334,854</u>	13,261,265	
	ロ機 械 及 び 装 置	92,504		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 66,935</u>	<u>25,569</u>	
	ハ工 具、器 具 及 び 備 品	172		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 51</u>	<u>121</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			13,286,955
	(2)無 形 固 定 資 産			
	イ施 設 利 用 権		<u>645,051</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>645,051</u>
	固 定 資 産 合 計			13,932,006
2	流 動 資 産			
	(1)現 金 預 金		101,562	
	(2)未 収 金		38,877	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 351</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>140,088</u>
	資 産 合 計			<u>14,072,094</u>
		負 債 の 部		(単位：千円)
3	固 定 負 債			
	(1)企 業 債			
	イ建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>4,053,318</u>	4,053,318	
	(2)引 当 金			
	イ退 職 給 付 引 当 金	<u>1,826</u>	<u>1,826</u>	
	固 定 負 債 合 計			4,055,144

4	流 動 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>507,347</u>	507,347
	(2) 未 払 金		72,202
	(3) 引 当 金		
	イ 賞 与 引 当 金	<u>1,110</u>	<u>1,110</u>
	流 動 負 債 合 計		580,659
5	繰 延 収 益		
	(1) 長 期 前 受 金		12,526,925
	(2) 収 益 化 累 計 額		<u>△ 4,229,727</u>
	繰 延 収 益 合 計		<u>8,297,198</u>
	負 債 合 計		<u><u>12,933,001</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金		876,733
7	剰 余 金		
	(1) 利 益 剰 余 金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>262,360</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>262,360</u>
	剰 余 金 合 計		<u>262,360</u>
	資 本 合 計		<u>1,139,093</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>14,072,094</u></u>

4. 令和6年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）

実施計画明細書

収益の収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 収 益			1,162,021	6,000	1,168,021
	2 営業外収益		721,810	6,000	727,810
		2 他会計 補助金	196,682	6,000	202,682

収益の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 費 用			1,076,625	6,000	1,082,625
	2 営業外費用		73,001	6,000	79,001
		2 消費税及び 地方消費税	5,000	6,000	11,000

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 他 会 計 補 助 金	6,000	一般会計繰入金  (補正後) 202,682千円－ (既決) 196,682千円＝6,000千円

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 消費税及び 地方消費税	6,000	消費税及び地方消費税  (補正後) 11,000千円－ (既決) 5,000千円＝6,000千円



議案第77号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定事項の変更に係る古寺区との  
合意について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関  
する協定事項の変更に係る別紙合意書の締結について、議会  
の議決を求める。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山村 吉 由

記

合意の相手方



古寺区

同代表者 古寺区長 堀内 信幸



## 協定事項の変更に関する合意書

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書（令和4年1月26日調印。以下「令和4年協定」という。）に関し、まほろば環境衛生組合による（仮称）廃棄物運搬中継施設（安堵町内。以下「運搬中継施設」という。）の設置時期（当初予定：令和7年1月）が、建設工事の工期延長により現時点で令和7年9月となる見込みであることを踏まえ、協定当事者である大字古寺区（代表者区長 堀内 信幸 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は協議し、令和4年協定の一部を下記のとおり変更することに合意した。

なお、本合意は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき、広陵町議会の議決があった日から効力を生ずるものとする。

### 記

第1 令和4年協定の第3条を次のとおり変更する。

（運搬中継施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 運搬中継施設の操業が開始（令和7年10月1日見込み。以下同じ。）されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

2 広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始（令和7年5月1日見込み）されてから運搬中継施設の操業が開始されるまでの間、前項の積替えに加えて安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

第2 令和4年協定の第5条第3項を次のとおり変更する。

3 第3条の規定により、運搬中継施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみ並びに安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用することから、乙は引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。運搬中継施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

以上

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年11月11日

甲

古寺区

同代表者 古寺区長

堀内信幸

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村吉由



立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議長

石 福一



議 案 第 7 8 号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定事項の変更に係る中区との  
合意について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関  
する協定事項の変更に係る別紙合意書の締結について、議会  
の議決を求める。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

合意の相手方



中区

同代表者 中区長 松井 栄治



## 協定事項の変更に関する合意書

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書（令和4年1月26日調印。以下「令和4年協定」という。）に関し、まほろば環境衛生組合による（仮称）廃棄物運搬中継施設（安堵町内。以下「運搬中継施設」という。）の設置時期（当初予定：令和7年1月）が、建設工事の工期延長により現時点で令和7年9月となる見込みであることを踏まえ、協定当事者である大字中区（代表者区長 松井 栄治 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は協議し、令和4年協定の一部を下記のとおり変更することに合意した。

なお、本合意は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき、広陵町議会の議決があった日から効力を生ずるものとする。

### 記

第1 令和4年協定の第3条を次のとおり変更する。

（運搬中継施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 運搬中継施設の操業が開始（令和7年10月1日見込み。以下同じ。）されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

2 広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始（令和7年5月1日見込み）されてから運搬中継施設の操業が開始されるまでの間、前項の積替えに加えて安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

第2 令和4年協定の第5条第3項を次のとおり変更する。

3 第3条の規定により、運搬中継施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみ並びに安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用することから、乙は引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。運搬中継施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

以上

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年11月11日

甲

中區

同代表者 中區長

松井栄治

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村吉由



立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議長

石 福一



議案第79号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定事項の変更に係る広瀬区との  
合意について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関  
する協定事項の変更に係る別紙合意書の締結について、議会  
の議決を求める。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山村吉由

記

合意の相手方



広瀬区

同代表者 広瀬区長 柘井 彰



## 協定事項の変更に関する合意書

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書（令和４年１月２６日調印。以下「令和４年協定」という。）に関し、まほろば環境衛生組合による（仮称）廃棄物運搬中継施設（安堵町内。以下「運搬中継施設」という。）の設置時期（当初予定：令和７年１月）が、建設工事の工期延長により現時点で令和７年９月となる見込みであることを踏まえ、協定当事者である大字広瀬区（代表者区長 榊井 彰 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は協議し、令和４年協定の一部を下記のとおり変更することに合意した。

なお、本合意は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条の規定に基づき、広陵町議会の議決があった日から効力を生ずるものとする。

### 記

第１ 令和４年協定の第３条を次のとおり変更する。

（運搬中継施設稼働までの間のごみの取扱い）

第３条 運搬中継施設の操業が開始（令和７年１０月１日見込み。以下同じ。）されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

２ 広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始（令和７年５月１日見込み）されてから運搬中継施設の操業が開始されるまでの間、前項の積替えに加えて安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

第２ 令和４年協定の第５条第３項を次のとおり変更する。

３ 第３条の規定により、運搬中継施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみ並びに安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用することから、乙は引き続き地元及び周辺大字に令和３年度と同額の環境整備費を支払うものとする。運搬中継施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

以上

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年11月11日

甲



広瀬区

同代表者 広瀬区長

柳井章



乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村玄由



立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議員

谷 穂



議 案 第 8 0 号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設  
活用等に関する協定事項の変更に係る百済区との  
合意について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関  
する協定事項の変更に係る別紙合意書の締結について、議会  
の議決を求める。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

合意の相手方



百済区

同代表者 百濟南区長 寺西 由晴



百済区

同代表者 百濟北区長 藤本 清隆



## 協定事項の変更に関する合意書

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書（令和4年1月26日調印。以下「令和4年協定」という。）に関し、まほろば環境衛生組合による（仮称）廃棄物運搬中継施設（安堵町内。以下「運搬中継施設」という。）の設置時期（当初予定：令和7年1月）が、建設工事の工期延長により現時点で令和7年9月となる見込みであることを踏まえ、協定当事者である大字百済区（代表者百済南区長 寺西 由晴及び百済北区長 藤本 清隆 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は協議し、令和4年協定の一部を下記のとおり変更することに合意した。

なお、本合意は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき、広陵町議会の議決があった日から効力を生ずるものとする。

### 記

第1 令和4年協定の第3条を次のとおり変更する。

（運搬中継施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 運搬中継施設の操業が開始（令和7年10月1日見込み。以下同じ。）されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

2 広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始（令和7年5月1日見込み）されてから運搬中継施設の操業が開始されるまでの間、前項の積替えに加えて安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

第2 令和4年協定の第5条第3項を次のとおり変更する。

3 第3条の規定により、運搬中継施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみ並びに安堵町の可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみの積替えのために現施設を活用することから、乙は引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。運搬中継施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

以上

本合意の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年11月11日

甲

百済区

同代表者 百済南区長

与西由晴

百済区

同代表者 百済北区長

藤本清隆

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村吉由



立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議員

右 禰 一



議 案 第 8 2 号

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県葛城地区清掃事務組合同規約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山 村 吉 由



## 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合規約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を次のように変更する。

第9条第2項を次のように改める。

2 管理者は、御所市長をもって充てる。

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副管理者は、第10条の2に規定する運営協議会において御所市以外の組合市町の長の中から互選する。

### 附 則

この規約は、知事の許可の日から施行する。



議 案 第 8 3 号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い奈良県市町村総合事務組合から同組合を脱退させ、奈良県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

広陵町長 山村吉由



奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年3月18日奈良県指  
令市町村第1143号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、奈良広域水質検査センター組合」を  
削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。